

豊情個審答申第80号

令和7年(2025年)2月6日

豊中市長 長内 繁樹 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会長 塩野 隆史

豊中市情報公開条例に基づく行政文書開示決定及び行政文書部分開示決定の取消請求に係る取扱いについて（答申）

令和5年(2023年)12月12日付け諮問第73号により諮問を受けた豊中市情報公開条例に基づく行政文書開示決定及び行政文書部分開示決定の取消請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「支出命令書 伝票番号：０３－００６０３７他１１件」に関する行政文書の全部開示決定及び「令和３年度豊中市在宅給食サービス事業委託契約書」に関する行政文書の部分開示決定は妥当である。

第二 審査請求の経過

１ 開示請求

審査請求人は、令和５年９月１７日、豊中市情報公開条例（平成１３年豊中市条例第２８号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、行政文書の名称又は内容を「・令和３年度の〇〇〇〇〇〇と豊中市の契約業務すべての契約金額及び契約単価がわかるもの（コロナ配食事業以外）・それぞれの契約業務ごとの、令和３年度の〇〇〇〇〇〇への支出命令書（コロナ配食事業以外）」とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

２ 実施機関の決定

条例第２条第１号に規定する実施機関である市長（以下「実施機関」という。）は、同年１０月３日、本件開示請求に係る行政文書を「支出命令書 伝票番号：０３－００６０３７他１１件」（以下「本件行政文書①」という。）及び「令和３年度豊中市在宅給食サービス事業委託契約書」（以下「本件行政文書②」という。）と特定した。

本件行政文書①については、行政文書全部開示決定（以下「本件処分①」という。）を行い、本件行政文書②については、「契約書の法人の代表者の印影は、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を明らかに害すると認められるため開示できません。」との理由を付して、行政文書部分開示決定（以下「本件処分②」という。）を行い、審査請求人に通知した。

３ 審査請求

審査請求人は、同年１１月７日、本件処分①及び本件処分②を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）の定めるところにより、法第９条第１項に規定する審査庁である豊中市長（以下「審査庁」という。）に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

４ 審査会への諮問

審査庁は、同年１２月１２日、条例第１８条第１項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

第三 審査請求の趣旨

複数の担当課にまたがる内容の開示請求に対しては、決定通知書内もしくは情報提供として、複数の担当課に照会をかけた事で請求内容を満たしていることを示す記載を求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書、再反論書及び口頭意見陳述の内容をまとめると次のとおりである。

- 1 現状の開示結果は、豊中市と〇〇との契約状況ではなく、福祉部長寿安心課と〇〇との契約状況に限定されている。審査請求人が情報開示を求めたのは市長に対してであり、豊中市との契約状況の有無についての照会をかけた部署の一覧表が文書にて情報提供されない限り開示結果は請求内容とは異なるため、市長に対し文書の提出を求める。

豊中市文書管理規則第21条では、「意思決定を行うに当たっては文書を作成して行うこと」とあり、これらの開示請求により提出される文書に大きく影響する情報については、口頭ではなく文書にて提出を求めるものである。

- 2 豊中市を対象として求めた開示請求に対し、1担当課による決定通知単体では開示請求で求めた対象範囲を満たしているか文面上での確認ができない事に対し、記載内容の訂正及び追加、もしくは前提説明文書の追加、もしくは行政文書開示請求に対する不作為として審査を求めたものである。

- 3 行政文書開示請求に対し、法務・コンプライアンス課が全庁照会をかけた事を示す「契約部門は〇〇と△△である。」という文書を情報提供し、かつ該当部署が長寿安心課のみであれば、開示決定通知は開示請求内容を満たすものであると言える。もしくは、開示決定通知書面に請求文面を記載したうえで、開示決定・不開示決定が複数存在した場合は、それらの番号も記載してあれば同様に請求内容を満たしていると言える。

これらの対応がどうしても無理なのであれば、対象となる部門全てが文書不存在による不開示決定通知を出す必要がある。もしくは、豊中市が〇〇〇〇〇〇に支出を行ったことを示す記録の文書名の掲示である。

- 4 長寿安心課が長寿安心課の業務についてしか述べないのであるならば、今回の審査請求の趣旨を違えており、長寿安心課単独では弁明する立場にない事を主張する。今回の行政文書開示請求の対象となりえた部署の情報について、豊中市として弁明できる者もしくは部署、もしくは対象となりうる全部署、もしくはそれらの代表から書面による弁明を求める。

- 5 状況整理をすると、①行政文書開示請求先実施機関として、選択できるのは豊中市長のみである。②行政文書開示請求で対象としたのは、市長管轄の豊中市の部署全てである。③行政文書開示請求は豊中市長宛に、開示請求対象を豊中市として提出した。④開示請求対象である令和3年度の豊中市の市長管轄部署は、11部69課存在した。⑤開示決定通知は、長寿安心課（11部69課のうち1課）のみ。⑥令和5年9月17日に申請した行政文書開示請求に対して、長寿安心課を除く11部68課は、令和3年度の〇〇との契約の有無について不明である。⑦行政文書開示結果は、行政文書開示請求内容の一部でしかない。⑧一つの開示結果では、行政文書開示請求内容を満たしていない。⑨これらを補足する説明文もしくは説明文書の提出、もしくは不存在による不開示決定通知の追加提出を法務・コンプライアンス課に求めたが、追加提出は無かった。

- 6 福祉部長寿安心課が主張する開示請求結果だけを基準にして、「処分に対する不服」に該

当しないとする場合は、行政文書開示請求に対し、福祉部長寿安心課を除く 1 1 部 6 8 課が不作為であると主張する。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書、再弁明書及び口頭意見陳述の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 本件における処分庁は市長であり、市長の事務については、豊中市事務分掌規則に各部各課の名称及び所掌する事務が規定されている。当該規則に基づき、本件開示請求に係る行政文書の保有の確認の庁内照会が法務・コンプライアンス課によって行われた。

長寿安心課は、当該照会により、該当文書の存在の確認を行い、「〇〇〇〇〇〇との契約書および支出命令書」を特定の上で、開示及び部分開示の決定を適切に判断し決定したものである。本件処分については、何ら違法不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

- 2 審査請求人は、本件審査請求において意見要望等を述べられているが、当該意見要望等については、本件処分の開示不開示に影響を与えるものではない。
- 3 審査請求人は、本件審査請求の趣旨として、行政文書開示請求に対する不作為として審査を求めたとあるが、法第 3 条に規定する処分庁が何らの処分をもしないという不作為の事実はない。
- 4 本件審査請求に係る行政文書の特定から開示及び部分開示の決定に何ら違法不当な点はなく、開示請求内容とでは対象範囲が大きく異なるという主張は認められない。なお、これらの運用は特段、当課の個別事情で行った事務ではないことから、いずれの部局においても仮に文書が存在するのであれば同様に決定処分がされるものである。

第六 審査会の判断

- 1 本件行政文書①及び本件行政文書②について

本件行政文書②は、コロナ配食事業以外の令和 3 年度における豊中市と〇〇〇〇〇〇との事業委託契約書であり、契約金額や業務内容等の契約内容が記載された文書である。本件行政文書①は、本件行政文書②における契約内容の支出の内訳である支出命令書である。

- 2 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市がその諸活動について説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

条例第 7 条本文では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と規定し、行政文書の開示請求に対しては、原則として全部開示すること及び開示しない場合としては、同条各号で定める不開示情報が記録されているときに限られることを示している。

不開示情報に関する条例第7条第2号本文では、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

3 本件審査請求に係る条例第7条第1号本文、第2号該当性の判断

本件行政文書①については、行政文書の開示請求における原則どおり、行政文書の全部開示決定処分が行われている。

本件行政文書②については、当該法人に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報であるといえる契約書に押印された法人の代表者の印影部分が不開示とされている。法人の代表者の印影部分は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当すると判断できるため、部分開示決定処分は妥当である。

4 本件審査請求に係る文書の特定及び開示手続について

(1) 審査請求人は、「複数の担当課にまたがる内容の開示請求に対しては、決定通知書内もしくは情報提供として、複数の担当課に照会をかけた事で請求内容を満たしていることを示す記載を求める」旨の主張を行っている。この主張は、要するに本件開示された文書以外には文書が存在しないことが、実施機関による何らかの文書により示されていることが必要であるとの趣旨と解される。

開示請求書が提出された際に、当該請求書に係る文書の保有担当課を特定するが、当該特定を行うのは市長である。当審査会が確認したところ、この点に関して、本件開示請求を受理した法務・コンプライアンス課が、豊中市事務分掌規則に則り、受理段階では不明であった文書保有課を特定するため全庁照会を実施したことが認められる。その結果、長寿安心課からのみ「該当あり」の回答があったため、開示請求書を同課に送付し、同課から全部開示決定通知書、部分開示決定通知書及び開示文書が法務・コンプライアンス課に提出された。

また、実施機関が開示決定を行った本件行政文書①及び本件行政文書②以外に、本件開示請求の対象となる行政文書を実施機関が保有している事実も認められない。

(2) 審査請求人は、実施機関による何らかの文書により、開示された文書以外には文書が存在しないことが示されるべきものと主張するが、実施機関である豊中市長が本件開示決定処分を行った以上、それ以外に同様の文書が存在しないことを前提としていることは論理的に明らかであるから、審査請求人の主張を前提としても、文書の特定及び開示手続において不当な点は存在しない。

5 結論

よって、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。審査請求人は、その他

縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

令和7年（2025年）2月6日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 野 隆 史

委 員 前 田 雅 子

委 員 中 園 江里人

委 員 宮 下 幾久子